

国立大学法人東京農工大学職員休職規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員休職規程を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由
(新設)	<p>(病気休職における復職判断等)</p> <p><u>第9条 第3条第1項第1号の規定により休職した職員が復職を申し出る場合には、原則として復職を希望する日の2週間前までに、労働させることが可能である旨が記載された医師（以下「主治医」という。）の診断書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により提出された診断書に基づき、学長が必要と認めた場合には、当該休職者は産業医又は学長の指定する医師（以下「産業医等」という。）の診断を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 産業医等が休職者に対して復職に必要な情報（これまでの治療経過、現在の状態及び就業上配慮する事項等をいう。以下同じ。）の提供を求めた場合には、休職者は誠実に協力しなければならない。</u></p> <p><u>4 産業医等は、休職者の同意を得た上で、休職者の主治医から復職に必要な情報を収集することができる。</u></p> <p><u>5 学長は、産業医等の診断に基づき、復職の可否を判断するために、休職期間中に休職者の同意を得て、休職者に対して通勤訓練を命ずることがある。</u></p> <p><u>6 復職の可否については、前各項の規定により得られた主治医及び産業医等の意見等に基づき、学長が総合的に判断し、決定する。</u></p> <p><u>7 前項の規定により復職が認められず、かつ、就業規則第15条第1項に規定する休職の期間を残していない場合には、同規則第17条第4号に規定する退職とする。</u></p>	

附 則（規程第34号）

この規程は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日の前日から引き続き休職中の者についても適用する。